



熊本県公報

号外 第24号
令和2年(2020年)
3月31日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則…………… (学校人事課) 1
- 熊本県教育庁本庁処務規程の一部を改正する訓令…………… (教育政策課) 1

登 載 依 頼

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月31日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育委員会規則第6号

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則(昭和45年熊本県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

- 第1条中「昭和32年熊本県条例第40号」の次に「。以下この条において「条例」という。」を加え、「(以下「職員」を「のうち、条例第2条第1項に規定する職員(次条から第4条までにおいて「条例第2条第1項職員」という。)及び条例第15条の2第1項の規定の適用を受ける会計年度任用職員(以下「技能労務会計年度任用職員」に改める。第2条中「職員」を「条例第2条第1項職員及び技能労務会計年度任用職員」に改める。第3条本文中「受ける職員」を「受ける条例第2条第1項職員及び技能労務会計年度任用職員」に改め、同条ただし書中「職員」を「条例第2条第1項職員」に改める。第4条中「職員」を「条例第2条第1項職員及び技能労務会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第11号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関

熊本県教育庁本庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和2年3月31日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育庁本庁処務規程の一部を改正する訓令

熊本県教育庁本庁処務規程(昭和36年熊本県教育委員会訓令第48号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

局	課	班	
教育総務局	教育政策課	総務班	
		政策班	
		法務経理班	
		福利厚生班	
	学校人事課	学校改革・総務班	
		給与班	
		学校事務支援班	
		県立学校人事班	
		小中学校人事班	
		教員免許制度班	
	文化課	総務班	
		文化財活用班	
		文化財調査班	
施設課	総務・助成班		
	施設管財班		
	技術班		
県立学校教育局	高校教育課	総務班	
		修学支援班	
		高等学校教育指導班	
		産業教育指導班	
	特別支援教育課	特別支援教育指導班	
		施設整備班	
		県北校整備班	
		県南校整備班	
	学校安全・安心推進課	生徒指導支援班	
		いじめ防止推進班	
		学校防災・安全班	
	体育保健課	管理・調整班	
		学校体育班	
		スポーツ振興班	
		健康教育班	
	市町村教育局	義務教育課	総務班
			義務教育指導班
			義務教育連携班
		社会教育課	管理・調整班
社会教育連携班			
家庭教育支援班			
人権同和教育課		管理・啓発班	
		人権教育指導班	

別表第3の1の表課長専決事項の欄第6号中「、講師」を削り、同欄中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

7 会計年度任用職員の任免に関すること。

別表第3の2の表中第7の項を削り、第8の項を第7の項とし、第9の項から第28の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第6条、第8条関係）

局 課	分掌事務	教育長専決事項	教育理事専決事項	局長専決事項	課長専決事項	担当課長補佐（主幹・参事）専決事項
教育政策課	1 教育行政の総合企画及び連絡調整に関すること。					
	2 「熊本県教育振興基本計画」の推進に関すること。					
	3 教育予算及び会計の総括に関すること。					
	4 教育庁及び学校以外の教育機関（以下「教育庁等」という。）の組織編制に関すること。	1 教育庁等の組織の設置及び改廃に関すること（教育委員会付議事項を除く。）。 2 職の設置及び改廃並びに				1 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第10号）第3条の規定に基づき

		職の格付の基準に関すること。			組織の改廃等を人事委員会に通知すること。	
5	教育庁等の職員の人事及び研修に関すること。	<p>1 職員の任免、分限、懲戒に関すること（教育委員会付議事項及び技能労務職員の任免を除く。）。</p> <p>2 人事評価実施に関すること。</p>			<p>1 技能労務職員の任免に関すること。</p> <p>2 職員の身分証明に関すること。</p>	<p>1 履歴事項の証明（教育政策課備付けの履歴書により証明できるものに限る。）に関すること。</p> <p>2 特別休暇（熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）第13条の表26の項に規定する場合及び国民体育大会、県民体育大会等へ参加</p>

							する場合 における 休暇に限 る。)の 承認に関 すること。
						3 公務災 害の副申 に関する こと。	3 教育庁 等職員に 記章の交 付に関す ること。
						4 病気休 暇(結核 性疾患以 外の私傷 病による 休暇を除 く。)の 承認に関 すること。	
						5 熊本県 職員の勤 務時間、 休暇等に 関する規 則(平成 7年熊本 県人事委 員会規則 第2号) 第13条 の表3の 項及び4 の項に規 定する場 合におけ る特別休 暇の承認 に関する	

こと。

6 育児休業の承認及び育児休業の期間の延長の承認に関すること。

7 自己啓発等休業の承認及び自己啓発等休業状況の変更届の承認に関すること。

8 高齢者部分休業の承認及び承認取消し並びに高齢者部分休業時間延長の承認に関すること。

9 職務に専念する義務の免除に関すること（教育長が別に定めるものを

						除く。)。
						10 営利 企業等の 従事制限 の許可に 関すること。
						11 育休 等代替臨 時職員及 び育休等 代替短時 間勤務臨 時職員の 任免に関 すること。
						12 出納 員及び会 計職員の 任免に伴 う職員の 内申に関 すること。
						13 職員 の研修実 施に関す ること。
		6 教育庁等の 職員の勤務条 件に関するこ				

	と。				
	7 表彰に関する こと。	1 教育者 表彰（文 部科学大 臣表彰） の推薦に 関すること。 2 地方教 育行政功 労者表彰 （文部科 学大臣表 彰）の推 薦に関す ること。			
	8 教育庁等の 危機管理に 関すること。				
	9 所管不明の 事務の配分 に関すること。			1 いずれ の課に属 するかに ついて疑 義がある 事務の所 管課の決 定に関す ること。	
	10 公印の管 守に関す ること。	1 公印の 新調、改 刻又は廃 止に関す ること。		1 公印台 帳への登 録に関す ること。 2 公印印	

				影の刷り 込みに関 すること。	
1 1 教育委員 会の会議に関 すること。	1 教育委 員会の招 集通知に 関すること。 2 教育委 員会議事 録の編集 に関する こと。 3 全国都 道府県教 育委員会 連合会、 全国都道 府県教育 委員協議 会、全国 都道府県 教育長協 議会及び 九州地方 教育長協 議会に関 すること。				
1 2 秘書事務					

	に関すること。				
	1 3 文書に関する こと。			1 文書事務の指導 に関する こと。 2 文書の 保管保存 に関する こと。 3 文書の 発送に関 すること。	
	1 4 法規に関 すること。				
	1 5 市町村教 育委員会に対 する一般的指 導助言に関す ること。				
	1 6 教育に関 する法人に関 すること。	1 公益法 人及び一 般法人 (移行法 人含む。) に対する 行政処分 に関する こと。		1 公益法 人及び移 行法人に 対する監 督に関す ること。	
	1 7 調査及び 統計に関する				

		こと。					
		18 広報、広聴及び教育行政に関する相談に関すること。				1 広報誌の原稿作成に関すること。	
		19 学校（小・中学校、義務教育学校及び県立学校を除く。）の設置及び廃止に関すること。	1 学校の設置及び廃止に係る認可に関すること。				
		20 教育長室及び教育委員会室に関すること。					
		21 争訟に関すること。					
		22 福利厚生に関すること。					
		23 教育情報化推進室に関すること。					
		24 県立教育センターに関すること。					
教 育 総 務 局	学 校 人 事 課	1 学校職員の任免、服務、表彰その他人事に関すること。	1 学校職員の任免、分限、懲戒に関すること		1 県立学校の実習助手、寄宿舎指導員の任免	1 県立学校職員の職務に専念する義務の免除	1 県費負担学校教職員（会計年度任用職員を

			<p>(教育委員会付議事項、実習助手、寄宿舍指導員、技能労務職員、教務主任等及び県立特別支援学校の主事の任免を除く。)</p> <p>2 人事評価実施に関すること。</p>	<p>に関する こと。</p>	<p>に関する こと(教育長が別に定めるものを除く。)</p> <p>2 自己啓発等休業の承認及び自己啓発休業状況の変更届の承認に関すること。</p> <p>3 県立学校の営利企業等の従事制限の許可に関すること。</p> <p>4 県立学校の臨時的任用の</p>	<p>除く。)に記章の交付に関すること。</p>
--	--	--	--	---------------------	---	--------------------------

職員の任
免に関する
こと。

5 県立学
校の技能
労務職員
の任免に
関すること。

6 教務主
任等並び
に県立特
別支援学
校の小学
部、中学
部及び高
等部の各
部の主事
の任免に
関すること。

7 学校職
員の履歴
事項等の
証明及び
照会に関
すること。

8 公務災
害の副申
及び審査
結果の通
知に関す

ること。

9 病気休暇（結核性疾患以外の私傷病による休暇を除く。）の承認に關すること。

10 育児休業の承認及び育児休業の期間の延長の承認に關すること。

11 修学部分休業の承認及び承認取消し並びに修学部分休業状況変更の承認に關すること。

12 高齢者部分休業の承認及び承認取消し並

						びに高齢者部分休業時間延長の承認に関する こと。
	2 学校職員の 研修に関する こと。					1 学校教育に関する 軽易な研究会及び 講習会に関する こと。
	3 給与及び学 校職員（臨時 的任用職員を 含む。）の勤 務条件に関す ること。	1 昇格及 び昇給の 発令に関 すること。				1 給与支 払に関す ること。 2 管理職 員特別勤 務手当の 決定に関 すること。 3 調整額 の発令に 関すること。 4 電子計 算組織に 係る給与 の支出命 令に関す

						ること。 5 社会保険資格の得喪等の 手続、保険料の支払に 関すること。 6 雇用保険資格の得喪等 の手続、保険料の支払 及び離職票の発行に 関すること。	
		4 児童手当に 関すること。				1 教育庁等の職員 に対する児童手当の 支給及び不正利得の 徴収に 関すること。 2 学校職員に対する 児童手当の認定、 支給及び不正利得 の徴収に	

				関すること。	
5 教育職員免許状の授与等に関すること。				1 教育職員免許状の授与、交付及び証明に関すること。 2 教育職員免許状の更新等に関すること。	
6 学校の組織編制に関すること。				1 県立学校学校評議員の委嘱に関すること。	
7 学級編制及び教職員定数に関すること。	1 公立学校（県立学校を除く。）の学級編制に関すること。 2 教職員定数に関すること。			1 県立特別支援学校の小中学部の学級編制に関すること。	
8 義務教育費及び国庫負担金に関するこ			1 交付申請及び決算報告に	1 定例的な報告に関するこ	

			と。		と。
			と。	関すること。	と。
			9 学校の人件費及び旅費並びに県立学校の経常的経費の予算に関すること。		1 学校の人件費、旅費及び県立学校の経常的経費に係る予算に関すること。
			10 特別支援教育就学奨励費に関すること。	1 交付申請に関すること。	
	1 1 県立学校の授業料等に関すること。	1 授業料の金額改定に関すること。			1 授業料収入に関すること。
	1 2 公立学校（県立学校を除く。）の職員の旅費に関すること。				1 旅費の支払に関すること。
	1 3 退職手当に関すること。				1 退職手当の支給に関すること。 2 失業者の退職手当の受給資格者証の交付に

					関すること。	
	1 4 学校の働き方改革に関する事。					
	1 5 その他学校の運営及び管理に関する事。					
	1 6 熊本県教職員等健康審査会に関する事。			1 審査会結果の決定及び事後措置に関する事。	1 審査会の開催及び諮問に関する事。	
	1 7 教育総務局長に関する事。					
文化課	1 芸術文化に関する事。				1 芸術文化資料の収集及び紹介に関する事。 2 教育委員会室等への絵画等展示に関する事。	
	2 文化財に関する事。	1 国指定文化財の指定、解			1 国指定及び県指定の軽微	

		除等に関する こと。			な現状変 更等の許 可等に関 すること。	
		2 国登録 有形文化 財の登 録、抹消 等に関す ること。			2 文化財 資料の収 集及び紹 介に関す ること。	
3 博物館等 に関する こと。			1 博物館 法に基づ く博物館 の登録及 び登録取 消しに関 すること。	1 博物館 法に基づ く登録博 物館に係 る資料の 収集に関 すること。		
			2 博物館 法に基づ く博物館 に相当す る施設の 指定及び 指定取消 しに関す ること。	2 博物館 法に基づ く博物館 に相当す る施設に 係る資料 の収集に 関すること。		
4 文化関係 団体に関 すること。						
5 ユネスコ 活				1 ユネス		

	動に関する こと。				コ資料の 収集及び 紹介に関 すること。
	6 銃砲刀剣等 の登録に関 すること。				1 銃砲刀 剣等登録 証の交付 に関す ること。
	7 県立美術館 に関する こと。				
	8 県立装飾古 墳館に関 すること。				
	9 その他文化 振興に関 すること。		1 文化財 功労者の 表彰に関 すること。 2 地域文 化功労者 に係る文 部科学大 臣表彰の 推薦に関 すること。	1 著作権 に関する 事務を処 理するこ と。 2 県近代 文化功労 者に係る 資料の収 集に関す ること。 3 県近代 文化功労 者の顕彰 式の開催 に関する こと。	

施設 課	1 県立学校の敷地の設定及び変更に関すること。				1 県立学校敷地の調査に関すること。	
	2 県立学校の校舎その他の施設設備の整備に関すること。ただし、産業教育に関するもののうち、設備の整備に関するものを除く。				1 県立学校建物等の調査に関すること。	
	3 県立学校の敷地環境の整備に関すること。					
	4 市町村立学校の校舎その他施設に対する指導助言に関すること。					
	5 公立学校施設に対する国庫負担金等に関すること。				1 公立学校建築の事務連絡に関すること。 2 公立学校防災対策事務に関するこ	

						と。 3 公立学校施設に対する国庫負担金等の額の確定に関すること。
		6 公立学校災害復旧に対する国庫負担金に関すること。				
		7 教育財産の管理に関すること。				1 県立学校目的外使用に関すること。
県立 学校 教育局	高校 教育 課	1 県立高等学校及び県立中学校における教育に関すること。				
		(1) 学校教育の指導に関する総合的計画に関すること。				1 学校の訪問計画に関すること。
		(2) 教育課程、学				1 教育課程の届出

				の受理に関すること。 2 学期変更及び休業日変更の届出の受理に関すること。
(3) 学校職員の研修及びその補助に関すること。	1 重要な学校教育に関する研修に関すること。			1 学校教育に関する研修に関すること。
(4) 学校の入学者選抜に関すること。				1 入学者選抜要項に関すること。
(5) 募集定員に関すること。				
(6) 教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。				1 教科書の補充用として使用する教科用図書の届出の受理に関すること。

	(7) 学校図書館に関する こと。				
	(8) 生徒の就学に関する こと。				
	(9) 生徒の表彰に関する こと。				
	(10) 学校教育研究団体に関する こと。				
	(11) その他学校教育の指導に関する こと。			1 学校行事の計画の承認に関する こと。	
2	高等学校実習資金特別会計に関する こと。				
3	産業教育に関するもののうち、設備の整備に関する こと。				
4	定時制及び		1 貸与の	1 返還猶	

<p>通信制教育振興奨励費に関する こと。</p>			<p>決定に関する こと。</p>	<p>予に関する こと。 2 返還債務の免除 に関する こと。</p>	
<p>5 高等学校卒業 程度認定試験に 関すること。</p>					
<p>6 熊本県育英資金に 関すること。</p>	<p>1 返還免除に 関すること。</p>		<p>1 貸与（緊急貸与 を除く。）の決定 に関する こと。</p>	<p>1 貸与の停止、復 活及び取消しに 関すること。 2 緊急貸与の決定 に関する こと。 3 返還猶予に 関すること。</p>	
<p>7 奨学のための 給付金に 関すること。</p>					
<p>8 県立高等学校及び 県立中学校の学校運 営協議会制度に 関すること。</p>					

	9 高校魅力化推進室に関すること。					
	10 県立学校教育局長に関すること。					
特別支援教育課	1 特別支援教育に係る総合企画並びに指導、助言及び連絡調整に関すること。					
	2 特別支援学校における教育に関すること。					
	(1) 学校教育の指導に関する総合的計画に関すること。				1 学校の訪問計画に関すること。	
	(2) 教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。				1 教育課程の届出の受理に関すること。 2 学期変更及び休業日変更の届出の受理に関	

				すること。	
(3) 学校職員の研修及びその補助に関すること。	1 重要な学校教育に関する研修に関すること。			1 学校教育に関する研修に関すること。	
(4) 学校の設置、配置及び組織編成に関すること。					
(5) 学校の入学者選抜に関すること。				1 高等部等の入学者選抜要項に関すること。	
(6) 高等部等の募集定員に関すること。					
(7) 学校の通学区域の設定及び変更に関すること。					
(8) 教科用図書その他の教				1 教科書の補充用として使	

	材の取扱いに関すること。				用する教科用図書の届出の受理に関すること。
	(9) 学校図書館に関すること。				
	(10) 児童、生徒の就学に関すること。			1 障害を有する児童、生徒の認定に関すること。	1 入学期日等の通知、学校の指定に関すること。
	(11) 児童、生徒の表彰に関すること。				
	(12) 学校教育研究団体に関すること。				
	(13) その他学校教育の指導に関すること。				1 学校行事の計画の承認に関すること。
3	特別支援学校の学校運営				

		協議会制度に関すること。					
		4 障害児審査委員会に関すること。					
		5 特別支援学校の整備計画に関すること。					
学校安全	1	生徒指導に関すること。					
・安心推進課	2	いじめの防止等のための対策に関すること。	1 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条に基づく重大事態の調査に関すること。 2 いじめ防止対策推進法第30条に基づく重大事態の報告に関すること。		1 熊本県いじめ問題対策連絡協議会に関すること。 2 熊本県いじめ防止対策審議会に関すること。		
	3	熊本県いじ					

	め防止基本方針に関すること。				
	4 いじめの防止等に係る指導及び助言に関すること。				
	5 学校防災及び学校安全に関すること。		1 学校安全に係る文部科学大臣表彰の推薦に関すること。 2 日本スポーツ振興センターの災害共済給付契約の名簿更新及び共済掛金（設置者負担金）支払に関すること。	1 学校教育関係資料の調査及び収集に関すること。 2 教育研究推進校に関すること。 3 防犯・安全教育に関すること。	
体育 保健	1 学校体育に関すること。			1 小学校、中学校	

課					、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の体育に関すること。	
	2 社会体育に関すること。				1 市町村社会体育施設の整備に関すること。	
	3 生涯スポーツの振興に関すること。				1 県民スポーツの日に係る行事の開催に関すること。 2 市町村生涯スポーツ振興の支援に関すること。	
	4 競技スポーツの振興に関すること。				1 国際交流事業に関すること。	
	5 学校保健に関すること。			1 学校における感染症発生報告及び	1 教育研究推進校に関すること。	

				<p>終えん報告の処理に関する こと。</p> <p>2 性教育に関する こと。</p> <p>3 喫煙、 飲酒、薬 物乱用防 止教育に 関すること。</p>	
6	スポーツ推進計画に関する こと。	1	スポーツ推進計画の策定 に関する こと。		
7	スポーツ推進審議会に関 すること。	1	スポーツ推進審議会委員 の委嘱に 関すること。	1	スポーツ推進審議会 の開催に 関すること。
		2	スポーツ推進審議会に諮 問し、そ の答申・ 建議を受 けること。	2	スポーツ推進審議会 の議事録に 関すること。
8	学校職員及 び児童生徒の 保健管理並び に安全管理に 関すること。			1	学校医 ・学校歯 科医・薬 剤師に関 すること。

				<p>2 健康診断に関する事 断に關する こと。</p> <p>3 公立学 校労働安 全衛生管 理におけ る産業医 に關する こと。</p>	
9 体育及び保 健關係団 体に關 すること。	<p>1 公益法 人等への 熊本縣職 員等の派 遣等に關 する條例 (平成1 3年條例 第53 号)第2 条第1項 に基づく 熊本縣職 員等の派 遣に關 すること。</p> <p>2 財団法 人熊本縣 武道振興 會役員の 推薦に關 すること。</p>			<p>1 体育及 び保健關 係団体の 指導に關 すること。</p> <p>2 体育及 び保健關 係団体の 調査に關 すること。</p>	

		3 体育及び保健関係団体に関する重要な事項を決定すること。			3 体育及び保健関係団体に関する軽易な事項を決定すること。
10	体力づくり熊本県民会議に関すること。			1	体力づくり優秀組織表彰の推薦に関すること。
11	藤崎台県営野球場、熊本武道館、県立総合体育館、県営八代運動公園、県民総合運動公園及び熊本県総合射撃場その他体育施設（以下「県立体育施設」という。）に関すること。	1 県立体育施設の管理及び運営に関する重要な事項を決定すること。 2 指定管理者制度に関する重要な事項を決定			1 県立体育施設の管理及び運営に関する軽易な事項を決定すること。 2 指定管理者制度に関する軽易な事項を決定

	すること。		すること。
1 2 総合型地域スポーツクラブに関する こと。			1 総合型地域スポーツクラブの育成に関する こと。
1 3 体育及び保健に係る表彰に関する こと。		1 文部科学省生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体・体育指導委員功労者表彰の推薦に関する こと。 2 学校保健に係る文部科学大臣表彰の推薦に関する こと。 3 学校保健功労者の推薦に関する こと。	1 歯の衛生週間事業表彰に関する こと。 2 各種功労者表彰等の選考委員会の開催に関する こと。 3 くまもと歯の健康文化賞被表彰の推薦に関する こと。

				<p>4 熊本県生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体表彰者の決定に関すること。</p> <p>5 スポーツ優秀賞表彰者の決定に関すること。</p>	<p>4 全日本学校歯科保健優良校表彰の推薦に関すること。</p>
1 4	学校職員の研修等に関すること。				<p>1 指導主事等の研修に関すること。</p> <p>2 各種大会・研修会等に関すること。</p>
1 5	食育に関すること。				<p>1 食育の指導に関すること。</p> <p>2 研究推進校に関すること。</p>

				すること。 3 資料の調査及び収集に関するすること。
16	学校給食に関すること。			
	(1) 学校給食の指導等に関すること。		1 重要な学校給食の指導に関すること。 2 学校給食用物資取扱に関すること。 3 学校給食の定例報告に関すること。 4 学校給食の開設、廃止等の届出に関すること。 5 給食資料の調査	

				及び収集に関する こと。 6 給食行事の結果 報告に関する こと。
(2) 給食 関係団 体に関 する こと。			1 給食関 係団 体に 関 する 重 要 な 事 項 を 決 定 す る こ と。 2 給食関 係団 体 の 調 査 に 関 す る こ と。 3 給食関 係団 体 に 関 す る 事 項 を 決 定 す る こ と。	
(3) 給食 に係る 表彰に 関する こと。			1 学校給 食優良 学校等 表彰の 推薦に 関する こと。	
17 その他 体育及 び保健 に関す ること。				1 体育及 び保健 資料の 調査

						及び収集に関する こと。 2 体育及び保健行事の結果報告に関する こと。
市 町 村 教 育 局	義務 教育 課	1 公立義務教育諸学校又は幼稚園における教育に関する こと。				
		(1) 学校教育の指導に関する総合的計画に関する こと。			1 重要な年間行事に関する こと。 2 重要な指導資料等の作成に関する こと。	1 年間行事に関する こと。 2 指導資料等の作成に関する こと。 3 学校訪問に関する こと。
		(2) 教育課程、学習指導及び進路指			1 重要な教育課程に関する こと。	1 教育課程に関する こと。

		<p>導に関する こと。</p>			<p>2 重要な 評価の在 り方、評 価問題の 開発等に 関すること。 3 重要な 研究指定 校に関す ること。</p>	<p>2 評価の 在り方、 評価問題 の開発等 に関する こと。 3 研究指 定校に関 すること。</p>	
		<p>(3) 学校 職員の研 修及びそ の補助に 関すること。</p>	<p>1 重要な 学校教育 に関する こと。</p>			<p>1 学校教 育に関する 研修会等 に関する こと。</p>	
		<p>(4) 教科 用図書そ の他の教 材の取扱 いに関す ること。</p>	<p>1 特に重 要な教科 用図書の 採択基準 等に関す ること。</p>		<p>1 重要な 教科用図 書の採択 のための 調査・研 究等に関 すること。 2 重要な 教科用図 書選定審 議会の開</p>	<p>1 教科用 図書の採 択基準等 に関する こと。 2 教科用 図書の採 択のため の調査・</p>	

				<p>催及び教科用図書の採択に関する事務の指導、助言、援助等に関すること。</p>	<p>研究等に関すること。</p>
					<p>3 教科用図書選定審議会の開催及び教科用図書の採択に関する事務の指導、助言、援助等に関すること。</p>
					<p>4 教材の使用に関すること。</p>
		(5) 学校図書館に関すること。			
		(6) 児童、生徒の就学に関するこ			

	と。					
	(7) 児童、生徒の表彰に関すること。					
	(8) 学校教育研究団体に関すること。					
	(9) その他学校教育の指導に関すること。					
2	就学援助補助金等に関すること。					
	(1) 市町村の要保護児童生徒援助費補助金に関すること。					
	(2) 幼稚園就園奨励費補助金に関すること。					
	(3) へき地児童生					

		徒援助費補助金に関すること。					
		(4) 理科教育設備整備費等補助金に関すること。					
	3	公立義務教育諸学校又は幼稚園の学校運営協議会制度に関すること。					
	4	環境教育に関すること。					
	5	教育事務所にに関すること。					
	6	英語教育推進室に関すること。					
	7	市町村教育局長に関すること。					
社会教育課	1	社会教育の企画に関すること。				1 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。	

<p>2 社会教育の指導に関する こと。</p>			<p>1 重要な社会教育主事講習に関する こと。</p>	<p>1 社会教育主事講習に関する こと。 2 市町村における社会教育事業の指導に関する こと。</p>	
<p>3 成人教育、青少年教育、家庭教育その他の社会教育の学習機会の充実に 関すること。</p>			<p>1 重要な社会教育の学習機会の充実に 関すること。</p>	<p>1 社会教育の学習機会の充実に 関すること。</p>	
<p>4 社会教育指導者の研修に 関すること。</p>				<p>1 社会教育主事等の研修に 関すること。</p>	
<p>5 社会教育関係団体に関する こと。</p>				<p>1 関係機関、団体等への情報提供に 関すること。 2 社会教育関係団体指導者研修の実</p>	

				施に関する こと。 3 社会教育 関係団体 に対する 監督に 関する こと。	
6 公民館、図書館その他の社会教育施設の指導及び補助に関すること。				1 公民館、図書館その他の社会教育施設への情報提供に関する こと。	
7 県立図書館に関する こと。	1 県立図書館協議 会委員の 委嘱に 関する こと。 2 県立図書館運 営基本 方針の 策定に 関する こと。				
8 県立青少年教育施設に関する こと。	1 県立青少年の 家の指 定管理 者に 関する 重要			1 県立青少年教育 施設の 運営 等に 関する こと。	

		な事項を決定すること。			2 県立青少年の家の指定管理者に関する事項を決定すること。
9 その他社会教育の振興に関すること。	1 熊本県子どもの読書活動推進計画に関すること。			1 子どもの読書活動の推進に関すること。 2 地域人権教育指導員に関すること。 3 心豊かな熊本を創る運動に関すること。	
10 生涯学習の振興に関すること。	1 くまもと県民交流館の指定管理者に関する重要な事項（生涯			1 生涯学習情報の収集及び提供に関すること。	

学習活動
に関する
業務に係
るものに
限る。)を
決定す
ること。

- 2 学習の
機会の提
供に關す
ること。
- 3 指導者
の養成及
び研修に
關すること。
- 4 市町村
等からの
学習相談
に關すること。
- 5 調査研
究に關す
ること。
- 6 くまも
と県民交
流館の指
定管理者
に關する
事項（生
涯学習活
動に關す
る業務に

				係るものに限る。)を決定すること。	
				7 その他生涯学習の振興に関すること。	
1 1 社会教育に係る表彰に関すること。			1 文部科学大臣表彰の推薦に関すること。 2 熊本県社会教育功労表彰及び青少年育成功労表彰に関すること。 3 「熊本の心」作文表彰に関すること。 4 その他の表彰に関すること。	1 他からの表彰推薦に関すること。	
1 2 社会教育	1 社会教			1 社会教	

	委員の会議に関すること。	育委員の委嘱に関すること。			育委員の会議運営に関すること。
	1 3 学校、家庭、地域の連携に関すること。				1 学校、家庭、地域の連携の推進に関すること。
人権同和教育課	1 人権教育の企画に関すること。				1 人権教育に係る資料等の収集及び作成等に関すること。 2 研修会等の企画、実施に関すること。
	2 人権教育の指導に関すること。				1 人権教育の指導訪問等に関すること。
	3 地域改善対策奨学資金等に関すること。			1 地域改善対策奨学資金に係る要項の制定に関するこ	1 奨学資金の返還の決定等に係る事務処理に関するこ

				と。	と。
				2 奨学資金に係る返還等の決定、決定の変更又は取消しに関すること。	
4 人権教育の連絡調整に関すること。					1 関係機関、団体等への資料提供に関すること。
5 人権教育に係る調査研究、啓発等に関すること。					1 調査研究事項の決定、とりまとめ等に関すること。 2 人権教育に係る学習教材の調査研究・開発に関すること。 3 人権啓

						発等に関 するこ と。	
--	--	--	--	--	--	-------------------	--

附 則
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。